舞小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日 阪南市立舞小学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、重大な人権侵害である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「一人ひとりの個性を伸張し、豊かな心を持ち、主体的に学ぶ子を育てる」を学校教育目標とし、めざす児童像を「かんがえる子」「がんばる子」「やさしい子」「きょうりょくする子」としている。このことを常に念頭におき、児童の豊かな心と健やかな体の成長を促すため、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、ある児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している、または当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ・不登校・虐待対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、児童・生徒支援コーディネーター、支援教育コーディネーター 養護教諭、人権担当、当該児童関係教職員

(3)役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4. 年間計画

本校基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

舞小学校 いじめ防止年間行動計画				
	低·中学年	高学年	学校全体	
4月	学校探検(1·2年) 一六交流	一六交流	いじめの定義の説明 意識調査(かがやきアンケート) 分団別児童会 舞小のやくそく(児童会) PBS 校内研修	
5月	いじめ防止月間(いじめ防止授業)	いじめ防止月間(いじめ防止授業)	児童情報交換会 PBS 校内研修 舞チャレ①(学年) Good Job チケット(通年) たてわり活動・スポーツイベント	
6月	ひまわり授業、ひまわり交流 (6 月~11 月)	ひまわり授業、ひまわり交流(5年)	いじめアンケート スクリーニング会議 子どもとの相談週間 PBS 具体的目標実施①	
7月			意識調査 分団別児童会	
8月		サマースクール (5年)	鶴を折ろう会、児童情報交換会	
9月			折り鶴集会	
10月	ぶれあい農園草引き(4年) ひまわり授業、ひまわり交流(1年) イモ掘り(2年)町探検(2年)	稲刈り交流(5年) こころの発達支援授業(4,5,6 年各 4H ~12 月)	意識調査 いじめアンケート 児童情報交換会 舞チャレ②(学年) 子どもとの相談週間 たてわり出店集会 運動会 PBS 具体的目標実施②	
Ⅱ月	お芋パーティー (2年) ひまわり授業、ひまわり交流(2・3 年) おもちゃランド(1・2年)	スマホケータイ安全教室(5·6年) 修学旅行(6年)		
12月	舞グリーンフレンズとの交流(4年)	おにぎり交流(5年) 車いす体験(4年)	分団別児童会	
月			意識調査 いじめアンケート 児童情報交換会 舞チャレ②(学年) PBS 具体的目標実施③	
2月	昔のくらし体験(3年)	新1年生体験入学(5年) ストレスマネジメント授業(6年) 中学校体験入学(6年)	子どもとの相談週間 生活アンケート	
3 月	20.44.大ケ田北洋ご T.16	奉仕活動(6年)	分団別児童会 たてわりお別れ集会	

この他、人権教育年間指導計画に沿って、人権教育を進める。

5. 取組状況の把握と検証(PDCA)

いじめ・不登校・虐待対策委員会は、各学期末に年間3回、検討会議を開催し、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

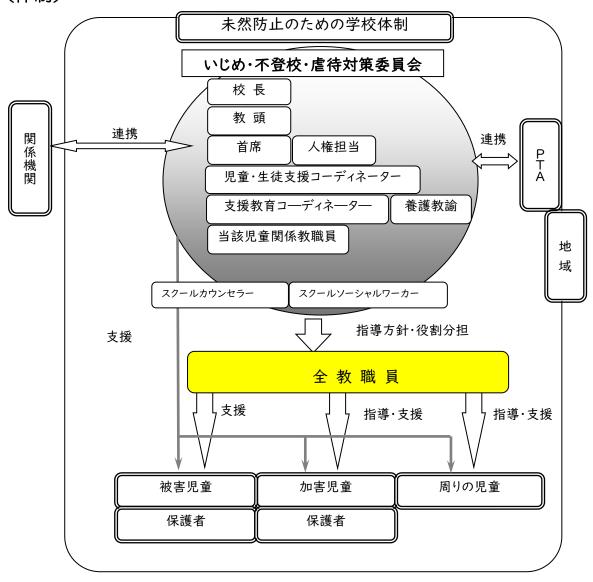
1. 基本的な考え方

いじめの未然防止については、学校全体が人権尊重を徹底し、いじめは絶対に許さないという姿勢を貫くことが求められる。そのことを基盤とし、人権に関する知識及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別な教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間などそれぞれの時間の特質に応じて、行っていかなければいけない。

特に、児童が他者の痛みを感じ、受け止めることができるように、また対等で豊かな人間関係を築くことができるように、具体的なプログラムを作成する必要がある。

そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団の質を高めていくことが必要である。

(体制)



2. いじめの防止のための措置

- (I) 平素からいじめの未然防止を図るため、終礼や職員会議時に気になる児童の情報交換及び共有を行う。また、年に3回、児童の情報交換会を行う。普段の授業からいじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許さない」という雰囲気を醸成する。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのためには、道徳教育の 充実と「いじめ対応プログラム」等自己の確立や他者との関わりに関するスキルを向上させる取組を広く行っていかなければならない。また、いじめ加害に至る過程には怒りや不安をコントロールする力の弱さが関係 していると考えられる。怒りや不安等の感情をコントロールする支援について研究し、実践する。
- (3) 学校の中の相談体制の充実を図る。人には相性があり、相談機能は担任だけでは難しい場合がある。学級担任、養護教諭、児童・生徒支援コーディネーターをはじめ、どの教員に相談してもよいことを児童に指導する。相談を受けた教員は、直ちに児童・生徒支援コーディネーターに報告する。児童・生徒支援コーディネーターは管理職に報告し、報告を受けた管理職は、いじめ・不登校・虐待対策委員会を招集する。
- (4) 児童の自己有用感や自己肯定感を高めるため、学校行事やたてわり活動、児童会活動などの特別活動、 授業改善を含め、学級の実態に応じた取組を行う。また、学年通信や学級懇談会などで「褒めること」や家 庭内での役割を持たせることの大切さについて発信するなど、家庭とも連携する。
- (5) いじめの定義や、具体的ないじめについて児童に指導する。また、学校のルールに関しても、広く周知する。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。そのため、教員は児童が示す小さな救助信号を見逃さず、声かけなどの適切な対応をしなければいけない。また、児童に関する情報交換を綿密に行い、共有、協働していくことをめざす。

2. いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、アンケートを年に3回実施する。日常の観察として、子どもたちの交友関係や、休憩時間の過ごし方、授業の様子などの中からいつもと違う様子を認めると、当該の学級担任に報告しておく。また、状況に応じて、児童・生徒支援コーディネーター、教頭、校長にも報告する。日頃の学校生活の様子や意識調査の結果をスクリーニングシートにまとめ、低・中・高学年ごとにスクリーニング会議を行い、いじめの早期発見に努める。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、異変を感じた児童の保護者に対しては、積極的に連絡をとる。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、学級担任だけではなく、校長、教頭、首席、児童・生徒支援コーディネーターや養護教諭など、幅広く相談を受けられるようにする。そのため、学校としての相談体制を学校通信などで、地域に広く周知する。
- (4) 学級アンケートや、学校評価アンケートなどで適切に相談体制が機能しているかなど、定期的に点検する。
- (5)教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、当該の学級担任が必ず把握しておき、児童・生徒支援 コーディネーターに報告する。さらに、情報の取り扱いについては、児童・生徒支援コーディネーターが集約し、 必ず保管しておく。
- (6) 身体に異常を認めた場合、養護教諭との連携を図る。
- (7) 発見した場合、必ず一人で判断は行わず、いじめ・不登校・虐待対策委員会に相談する。

第4章 いじめに対する考え方

1. 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し、指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見るとき、加害児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、加害児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。被害児童は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手が変容する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い、教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

- 2. いじめ発見・通報を受けたときの対応
- (1)いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階から適切に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、被害が疑われる児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 発見した教職員は、一人で抱え込まず、日時、場所、概要を速やかに児童・生徒支援コーディネーターに報告

する。児童・生徒支援コーディネーターは、報告を受けた日時と概要を記録し、管理職へ報告する。管理職は、可能な範囲で委員を招集する。その後は、当該組織が中心となり、事実調査の方法や保護者への連絡方法等について決定し、実施する。事実調査の際、いじめに関わったとされる児童らの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (3) 事実確認ができたら再度委員を招集し、結果を共有し、事実の認定といじめに当たるかの評価を行う。いじめが認知された場合、いじめに関わる児童の関係性や背景など、いじめの原因、加害児童の課題についてアセスメントを行い、被害・加害・周辺児童への支援や指導の方針を決定する。教育委員会に経過を報告し、必要な指導支援を受ける。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、被害児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (4) 被害・加害の保護者へ認定した事実、指導・支援方針等を説明する。この際、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行うようにする。
- 3. 被害児童又はその保護者への支援
- (1) 加害児童の別室指導や出席停止などにより、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、被害児童に寄り添い、支える体制をつくる。その際、被害児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめ・不登校・虐待対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係機関の協力を得て対応を行う。
- 4. 加害児童への指導又はその保護者への助言
- (1) 事実関係を聴取した後は、加害児童の保護者と迅速に連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (2) 加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 5. いじめが起きた集団への働きかけ
- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。
- (2)いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。運動会などの学校行事、校外学習等は、児童が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。
- 6. ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ・不登校・虐待対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3)情報モラル教育は、総合的な学習の時間に行い、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。
- 7. 重大事態への対処
- (1) 重大事態についての基準
 - (ア) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 (児童が自殺を企図した場合等)
 - (イ) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (年間 30 日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に調査に着手する。)
 - (ウ) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
 - ※ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。
- (2) 重大事態が起きた場合の対応
 - (ア) 学校がいじめ重大事態の疑いがあると認知した時点で速やかに教育委員会に報告する。
 - (イ) 教育委員会と協議の上、調査の主体を決定する。
 - (ウ) 事実関係を明らかにするため、適切に調査、もしくは調査協力する。被害児童およびその保護者に対し、 事実関係その他の情報を教育委員会と協議の上、適切に提供する。
 - (エ)調査結果を踏まえて、再発防止の対策を講じる。

5つのレベルに応じた 問題行動対応チャート【阪南市立舞小学校】

5 つのレベル

	いじめ	その他問題行動	
レベル 0	雨の日の過ごし方、チャイム着席、トイレのスリッパをそろえる、廊下を歩く		
	山での遊び方等、行動目標設定表に基づいた指導		
レベル I	からかい 無視 仲間はずれ 悪口・陰口・暴言	反抗的な言動 気になる服装 学習に参加しない	
	軽微な暴力	学校施設の無許可使用 軽微な授業妨害	
レベルⅡ	レベルIのいじめを繰り返す	軽微な授業妨害を繰り返す	
	少額の金品をねだる、隠す、壊す	軽微な賭け事 軽微な器物損壊	
	授業が受けられないほどの苦痛を感じたいじめ	学習に参加せず、校内でたむろ	
	手当てが必要な暴力 ICT を使った誹謗中傷等		
レベルⅢ	人権に関わる暴言・誹謗中傷行為	喫煙 軽微な窃盗行為 悪質な賭け事	
	脅迫・強要・恐喝行為 重篤な暴力	著しい授業妨害や器物損壊	
	登校できないほどの苦痛を受けたいじめ	バイクの無免許運転等	
レベルIV	暴行・傷害行為 重い脅迫・強要・恐喝行為	危険物の所持 違法薬物の所持・販売行為	
	長期にわたり欠席を余儀なくされたいじめ	窃盗行為 痴漢行為 等	
レベルV	極めて重い暴行・傷害及び脅迫・強要・恐喝	凶器の所持 放火 強制わいせつ 強盗 等	
	生命、心身、財産に重大な被害をうけたいじめ		

※ いずれのレベルにおいても、同様の問題行動を繰り返す場合、一つ上の重いレベルとして対応する。

